

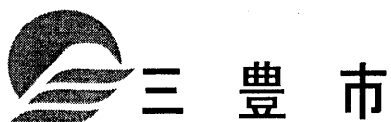
三豊市行政改革大綱

補助金等の整理合理化・ 優遇措置の見直しに関する指針

プログラムレビューとゼロベース
(行政の役割の再定義)

平成18年度～平成22年度

平成19年3月



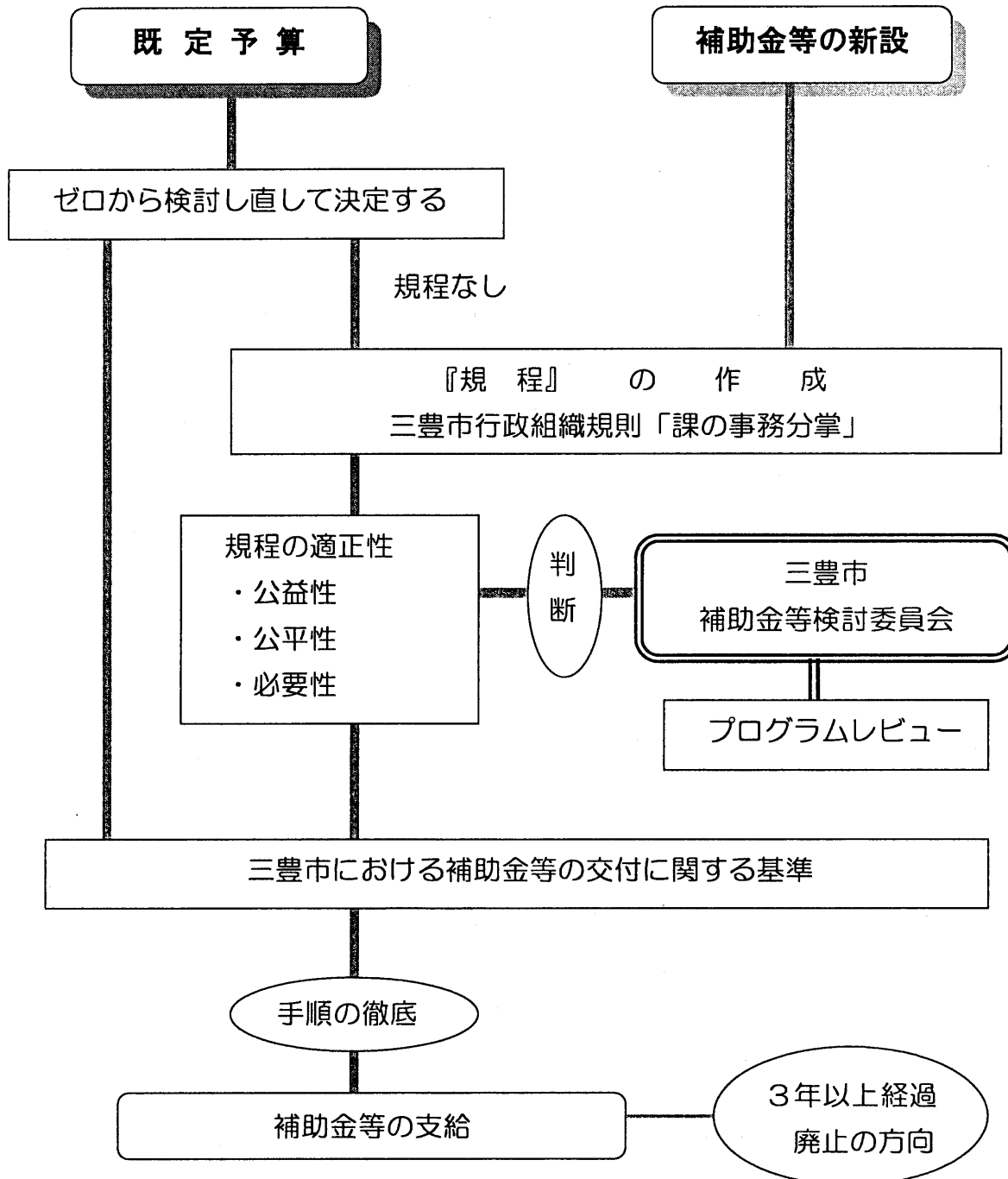
補助金等の整理合理化・優遇措置の見直しに関する指針

プログラムレビューとゼロベース

(行政の役割の再定義)

○ 補助金等・・・補助金・負担金・交付金・委託費など、三豊市が支給するいわゆる助成金の総称

流れ図



1 指針策定の趣旨

補助金は、三豊市が公益上必要があると認めた場合に、相手方の行う事業や事務に対して、これを助成するため、あるいは奨励するために財政的な援助として給付する給付金を言います。

負担金は、三豊市が一定の義務や責任があって、相手方が行う事務や事業について、その程度に応じて給付する給付金を言います。

交付金は、法令又は条例、規則などにより、団体等に対して三豊市の事務を委託している場合に、当該事務処理の報償として支出するものです。

こうした補助金と負担金・交付金の総額は、平成18年度予算において約41億5千万円に上り、歳出の約16%を占めています。

この種の歳出の見直しについては、常に相手方が存在し、さらに三豊市からの給付金が存在自体を支えている場合も多く、相当困難な事態が予想されます。

「公正」「公平」「公明」な取り組みこそ、関係者の理解を得、市民の支持をいただける最大の手段と思われれます。

については、すべての補助金等の給付について、「公開の場」で「外部の目」で、市の責任分野と経費負担のあり方、単なるバラまきで終わっていないかなど、その費用対効果を徹底的に検証し、効果が少ないものや既得権化しているものについての見直し（ゼロベース）を行い、プログラムレビュー（行政の役割の再定義）を基に、真に必要なものを見極め、よりの確で効果的なものとするため、補助金等の整理合理化や優遇措置の見直しを図ります。

(1) 補助金について

補助金は、平成18年度一般会計当初予算において、152件、約11億円を計上し、一般会計総額の約4.1%を占めています。

補助金を支出するに当っては、規則、要綱等、規程を作成し、手続きを明確にすることによって公金の支出がズサンになるのを防いでいます。規程に根拠を持たないものについては、「三豊市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」に基づいて、補助対象団体の選択や、補助事業の内容などについて検討することとしていますが、目下のところ、旧7町において長年にわたり毎年特定の団体等に給付されていたものをそのまま引き継ぐなど、制度の点検が不十分なままにあり、そのため、補助金の既得権化や、通常自己負担すべきものが補助対象経費に

含まれているなど、内容の不適切なもの等も多々あり得るのではないかと思います。

すなわち、補助金の支出は、まず、被補助者の申請に基づいて交付決定を行い、その補助事業の完成をまってその額を確定し、実際の現金が支出されることとなるのが通常の手順であります。その手順の徹底を図ることとします。その際には、補助金の申請から実績報告、補助の取り消しや返還、検査までの手順を定めた「三豊市補助金等の交付手続等に関する規則」を厳格に運用します。

また、三豊市が助成・奨励するに足りる事業であるかどうか、事業目的の再点検を徹底的に行います。さらに、補助に関する条例、規則、要綱や債務負担行為に依らない団体に対する補助金で、補助開始から3年以上経過したものについては、原則廃止といたします。

これらは、全ての補助金予算を、ゼロから検討し直して決定する方法によって進めることとします。

(2) 負担金について

三豊市が支出している負担金は、平成18年度一般会計当初予算において、約30億円となっています。

このうち、事務を共同処理するために他の自治体と協議して設けている三観広域行政組合をはじめとする一部事務組合7団体に対するものが、約21億7千万円予算計上されていますが、団体（組合）数・予算規模は他地域に比べ、比較的大型化しています。これらの一部事務組合に対しては、組合議会の機能をこれまで以上に重視する中で、公金により運営されている公共団体であるという自覚を促し、歳出の節減を強く求め、三豊市が支出している負担金の削減を図ることといたします。

また、市が任意に構成団体となっている協議会等の団体に対する、法令外負担金については、団体の事業内容を精査の上、補助金に準じて見直しを行い、団体の解散、統合、縮小及び脱退を進めることとします。なお、職員が職務上、調査、研究や協議を進めるため設けている協議会等に対する負担金や研修会負担金は、この際原則廃止とし、職務上必要と判断される調査研究に関する費用については、一般会計の個々の費目からその都度支出するものとします。

(3) 優遇（特例的）措置について

条例や規則等に根拠を持たない、政策的援助、財政的援助、財産貸与等の援助、人的援助、物品購入契約・委託契約・許認可等行政手続きに関する援助などが、過去における特例的政策判断の中で行われ、今日なお、継続して実行されている事例があります。旧町時代では必然性があったとしても、三豊市レベルにおいて、場合によっては、特別な優遇措置と見受けられることがあります。

これは、往々にして、その場しのぎの妥協案であったり、出発点では、適切であったものが、見直されるべき時点で先送りされ、既成事実として積み重なった結果であり、それを、組織全体として黙認し、再度先送りしてきたことが、動かしがたい優遇措置につながったものと思われまます。

今後は、行政の範囲内であっても、公平性を確保しつつ、本市が関与すべき限度を見極め、市民の信任に基づいて、市民に代わって職務を務めるという公務員の使命感を持って、事務事業の中に優遇措置や過剰なサービスが組み込まれないよう、見直し作業を進めることとします。

2 見直しの方策

補助金等（補助金・負担金・交付金・委託費などの総称、いわゆる助成金）の見直しは、次の三つのベースで推進します。

- 1 「補助金等の交付基準」の策定
- 2 身の丈(財政状況)にあった補助金等総額の設定
- 3 「三豊市補助金等検討委員会」の設置

3 基本的な考え方

多種多様な補助金等制度を見直すにあたっては、次のことをポイントとします。

ポイント

- (1) 長期にわたり補助・支援を継続しているものは、優先して見直します。
- (2) 団体の運営は、自主的・自立的運営を目指すため、設立当初からの期限を限

定します。

- (3) 補助目的が達成したと思われる事業への補助は、廃止します。
- (4) 類似な補助は整理・統合します。
- (5) 行政上の補助効果が少ない小額な補助金は、廃止の方向で見直します。
- (6) 個人に対する補助金は、廃止の方向で見直します。
- (7) 「規程」等が存在せず、目的・趣旨が不明確なものは、廃止の方向で見直します。
- (8) 事業実績報告の欠落など補助・支援の手順に不備が見られ、そのことが常態化しているものは、廃止の方向で見直します。

4 目的・趣旨の判断（客観的な判断に基づくために）

補助金等の支給や特例的措置を行う場合は、法令等によるものの他その全ての行為に目的・趣旨が明記された「規程」を設けます。規程作成義務は、市役所各課長に三豊市行政組織規則の「課の事務分掌」に基づきその責任を課することとします。

即ち、規程が整わない補助金等の交付は認められない原則を、この際確認いたします。

規程の適正性の判断は、行政改革推進委員等で構成する「三豊市補助金等検討委員会」が行います。

なお、補助金等の支給については別記のとおり「三豊市における補助金等の交付に関する基準」を設けます。

「規程」の適正性判断基準

① 公益性の判断基準

- 助成金対象事業の具体的な「公益性」とは何かについて、担当課において十分に審査し、判断しているか。
- その内容を記述しているか。
- 指標化することができるか検討したか。

② 公平性の判断基準

- 助成金対象事業を実施することができる事業者は他にいないか。

- 事業を実施することができる事業者が、助成金申請事業者以外に存在する場合、当該助成金がその事業者だけに交付される実質的な理由があるか。
- 当該事業に助成金を支出することにより、民間業者の圧迫になっていないか。

③ 必要性の判断基準

- 助成金申請者（団体）が申請に当って、対象事業の必要性の説明が十分であるか。
- 事業の実施効果が、広く市民に還元されるものであると判断できるか。
- 事業目的が明確であり、緊急性を有するものであるか。

補助金・交付金の削減目標

平成22年度の実効率・・・平成18年度予算対比30%減少

負担金の縮小目標

平成22年度の実効率・・・平成18年度予算規模の90%を目指す

優遇措置の見直しの成果

見直し達成度・・・2年間で全事案の見直しを果たす

『別記』

○ 三豊市における補助金等の交付に関する基準

1 目的

この基準は、地方自治法（以下「法」という）第232条の2に基づき本市が公益上の必要性から支出する補助金等について、交付を決定するにあたっての客観的な評価基準として定めるものであって、透明で公正な交付手続きの確保、効率的かつ効果的な執行、及び補助金等の見直しや評価に資することを目的とする。

2 補助金等の定義

この基準において補助金等とは、法第232条の2に基づき、市が公益上必要があると認めた場合において、市以外のものが行う事業に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けることなく行う金銭的給付をいう。

3 前提条件

市が交付する補助金等は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 補助金等は、条例、規則、要綱等により、補助の目的、対象、効果、補助金額の算出方法等をあらかじめ明確にし、常に市民に対し公表すること。
- (2) 補助を受ける団体等に対して、補助金申請時に具体的な効果等を申告させるとともに、事業実施後にはこれを客観的に評価させるなど、常に事業の検証を行うこと。
- (3) 補助金等の交付に当たっては、補助の対象となる事業経費を明確にすること。その際、交際費、飲食費、慰労的な研修に係る経費など、直接公益的な事業に結びつかない経費や、社会一般通念上、公金でまかなうことがふさわしくないと考えられる経費については、補助金の交付対象としないこと。
- (4) 同一団体等への補助金等の交付はすべて3年をもって見直しをすること。ただし、国や県等の補助を受けた補助金については、その補助期間の終了の時点で見直しをすること。

4 交付基準

補助金等を交付する場合は、次の各基準を総合的に勘案して、その適否を判断しなければならない。

(1) 公益性の基準

市の政策目的に合致し、市民の福祉の増進に資するものに限定する。

(2) 公平性の基準

直接の効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものではない。

(3) 必要性の基準

事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。

(4) 効果・経済性の基準

明確な効果を有し、交付目的を実現する上で最少の費用で最大の効果をもたらすものである。

(5) 適正性の基準

事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。

5 補助金等の評価

すべての補助金等は、事業別団体別補助金等概要表(別紙1)及び上記の交付基準に基づく補助金等評価基準表(別紙2)によって評価され、その結果は直ちに公表される。評価結果に基づき、補助金等の存廃、補助額の変更を含む見直しを毎年必ず行うこととする。ただし、市長が社会経済情勢等を十分に勘案し必要と認めた場合には、評価結果とは異なる措置をとることを可能とするが、そのような措置をとることにに関して、市長は市民に対して説明責任を果たすものとする。

以上

事業別団体別補助金等概要表

No.

補助金名		受給開始年度	
団体名		担当部課	
根拠条例等			
事業目的			
補助事業内容			
前年度事業報告			
過去5年間の状況	年度	市補助金額(千円)	総事業費(千円)
	18年度		
	17年度		
	16年度		
	15年度		
	14年度		

補助金		担当部課	
団体名		模範条例	

交付基準		判断基準	点数	指標	減点	加点	評価理由
公益性	市の政策目的に合致し、市民の福祉の増進に資するものに限定する。	・市の政策目的に合致し、市民の福祉の増進に資するものか。		・大きく資するもの(+2点相当) ・資するもの(+1点相当) ・上記以外(0点)			
公平性	直接的経済効果が交付目的に照らして適切な範囲に及ぶものであって、特定の個人、団体等に特権的な利益や恩恵を与えるものではない。	・他の同種・類似の団体事業に補助金が交付されていないか。または同種・類似の補助金に比べ多額ではないか。		・該当するものは、見直しの対象とする。 (-2点相当)			
		・受益者が特定のものに限定され、社会扶助を促進するものではないか。		・受益者が限定的であるものは、見直しの対象とする(-2点相当)			
必要性	事業活動の目的・視点・内容等が市民ニーズに合うものである。	・すでに目的を達成したものや終期が到来したものではないか。		・達成等していれば(-2点相当)			
		・創設当時に比べ必要性(社会需要及び補助対象)の増減はどうか。(時代ニーズはあるか)		・減少していれば(-1点相当) ・時代的ニーズがあれば加点(+1~2点相当)			
効果・経済性	明確な効果を有し、交付目的を実現する上で最小の費用で最大の効果をもたらすものである。	・補助目的に照らし効果が上がっているか。(零細補助で効果がないものではないか)		・効果が上がっていれば加点(+1~2点) ・効果が上がっていない(-1~-2点相当)			
		・補助効果に比べて補助金が多額ではないか。		・費用対効果が高い(+1~2点相当) ・費用対効果が低い(-1~-2点相当)			
		・補助事業と同種・類似の事業を国又は県が実施しており事務事業が重複していないか。		・重複している(-2点相当)			
適正性	事業計画に沿った活動を行い、適切な会計処理を行っている。	・団体には、定款その他会則等に目的、名称、役員、会員資産等に関する定めがあるか。市民に対し収支予算書や財産の状況、事業報告の公表に関する定めがあるか。また、これらを公表することができるか。		・定めがない(-1~-2点相当)			
		・適切な会計処理がされ、補助金はその交付目的どおり使用されているか。		・求めに応じられない(-1~-2点相当)			
		・自主的運営に委ねることが可能なものではないか。(団体構成員の負担能力及び団体の自己資金(繰越を含む)の状況)		・適切に処理されていない(-1~-2点相当)			
		・団体の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めているか。		・構成員が応分の負担をしていない(-1点相当) ・毎年多額の繰越金を計上している(-2点相当)			
合計							
全体評価	<p>(指標の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加点項目と減点項目を区別する。 ・適正性のうち、最初の3項目は、補助事業者に求められる当然の基準として、加点項目としない。しかし、3項目とも減点がなければ、合計に1点加算する。 ・適正性は、個人への事業補助の場合は、該当せず、また、所管課によって厳正に審査されるため、合計に2点加算する。 ・加点の総合計は、10点。(減点の総合計は、-22点。) 						